

## 第10回知的財産権誌上研究発表会開催に当たって

日本弁理士会パテント編集委員会委員長 正 林 真 之

「パテント誌」の中であって、「誌上研究発表会」というのは、パテント誌の地位向上のためはかなり貢献するものであると思う。「パテント誌」が、単なる弁理士業界の同人誌に伍さないのは、誌上研究発表会があるからであり、この部分の興盛を図ることは極めて重要である。

しかしながら、現実には、私が委員をやった6年の間に、原稿が集まらないので研究発表会が開催できないのではないかと、いう年が2回もあった。そしてこれとは別に、そもそも誌上研究発表会など廃止すべきではないか、という意見が出たこともある。



こうした中であって、今年は滞りなく誌上研究発表会を迎えることができたのは、幸運であるとしか言いようがない。合計13本もの投稿原稿というのは、今までで最高のものであろう。この年の委員長として、本当にありがたいことである。

しかしながら今年は、委員長である私自身が、この誌上研究発表会というものの意義を重要視していたことから、原稿の選定は非常に厳密に行われた。この原稿選定という作業の中で、13本の中から4本が返却され、更に別の1本が誌上研究発表会用の原稿の趣旨に合致しないということで一般原稿に回された。そうして残った8本のうち、2本はその内容の重要性と緊急性から「特別原稿」として号を早めて掲載され、残った6本が今回掲載されることになった。

これに関して言えば、原稿不掲載や内容の変更の依頼をするのは、とても辛い作業である。大抵の筆者は、「何でだ!」と怒り出す。「お前のような奴に何が分かる」などは良いほうで、中には「訴訟沙汰にする」(しかも、「個人」宛ての訴訟)と脅す人も居るくらいである。

こうしたことから、面倒なトラブルは避けたいということで、今までの委員会では、「投稿原稿は全て掲載する」という方針を採ってきた。そうして、こうした安全策がパテント誌の質の低下を招いてきたのである。断られるほうも可愛そうではあるが、そんなことをしては、パテント誌に掲載されたことが誇れるような、そんな知財専門雑誌になることなどできるわけがない。

ところで、ある若手の有名な司法試験予備校の塾長に、自分が弁理士であることは言わないで、「弁理士って、どう思いますか?」と尋ねたときのことであるが、彼は、「知的財産って、この国にとって一番重要で、それをきちんと守れる人って、弁理士さんしか居ないんでしょ?! その弁理士さんが、あれじゃあね」と、そう答えた。そのときの彼の言葉を、6年以上経った今でさえ、昨日のこのように思い出すことができる。

「パテント誌」というのは、弁理士業界から外に開いた唯一の窓であり、また、「弁理士」というもののレベルを示すバロメータでもある。これから後に続く執筆者やパテント編集委員の方々は大変かもしれないが、弁理士会の内部だけを見て易きに流されて妥協をし続ければ、外部からは「その弁理士さんが、あれじゃあね」と言われ続けてしまう。

ただ、そうは言っても世の中は複雑であり、正論が通らないことが多い。とりあえず今回は、掲載をされた方々がそのことについて自信をもってもらえるような選定をしたと思っているが、パテント編集委員から去り行く者としては、誌上研究発表会等を始めとして、パテント編集委員の皆さんが、政治的その他の不当な脅しや圧力に縛られることなく、職業的な潔癖さを存分に発揮することができるような、そんな自由な環境で仕事ができるようにならんことを、心よりお祈りする次第である。

記

### 1. この発表論文に対する質問、意見、反対論文を募ります。

いずれも6月9日(月)までに、日本弁理士会パテント担当宛、郵送・FAX(03-3581-9188)・E-mail [XBL03564@nifty.com](mailto:XBL03564@nifty.com) でお願ひします。

### 2. 採用の質問、論文は、「質疑応答の部」として、8月号に掲載します。

質問、論文の採否については、パテント編集委員会に一任ください。